

「ナチズムの過去」をめぐる「記憶」の現状

—— ノイエンガメ KZ 記念遺跡の新造営構想を中心に ——

飯 田 収 治

はじめに

1989/90年の「ベルリンの壁」崩壊から東西統一への大転換は、ドイツ社会に「戦後は終わった」という感覚をひろげた。1945年以降、ドイツの戦後史はつねに「ナチズムの過去 (die nationalsozialistische od. NS-Vergangenheit)」の影につきまといわれてきた。いまやそれにかわって、旧東ドイツの独裁時代がより切実な「過去」として前面に押しだされる。ナチ時代はもはや公共社会の現実的テーマにはなりえない、と少なからぬドイツ人が考えたのである。だがそれは一種の集合心理的な錯覚だったのか。皮肉にも再統一後の90年代、「NS 過去」をめぐる論争がくり返しおこり、稀にみる激しい論戦が公共社会をゆさぶり、「DDR の過去」は相対的に影の薄い問題となった。「シンドラーのリスト」の上映 (92年) やヴィクトル・クレムペラーの日記公刊 (95年) の反響、「国防軍の犯罪」の巡回展示 (95年) とダニエル・ゴールドハーゲン著書 (96年) への賛否両論・・・とマスコミも巻きこんだ論争がつづき、最後にヴァルザー＝ブービス論争 (98年) がくる。こうした論議の沸騰ぶりは、わが国でもすでに詳しく紹介され、事実関係の分析にもとづく精緻な考察もあるので、個別の論争には立ち回らない。

これらの論議には明らかな共通点がみられる。ヴァルザー＝ブービス論争は別として、いずれもナチ犯罪に当時のドイツ人ならだれもが加担したかもしれない、という蓋然性の問題が焦点になっていた。たとえば「国防軍の犯罪」展は、軍部の高級将校や組織的な軍機構の共犯関係はともかく、一般兵士の犯行じたいにふれる内容が強烈な反発をまねく主要な理由であった。70歳代半ば以上の年齢層はナチ時代をいわば自分史の一部とする。彼らの世代そのものが、犯行者か、同調者か、傍観者か、抵抗者か、犠牲者などとして、みずからのナチ大量犯罪への「当事者関係」を問いただされたことになる。戦後これまでナチ犯行者はドイツ人にとって、どこまでも「他者」であった。どの家庭でも「おじいさんはナチではなかった (Opa war kein Nazi)」とい

われ、ナチ犯罪はあっても、その実行犯は個人的にはだれも知らない。少なくとも「アウシュヴィッツ後の第一世代」が語る「記憶」とは、そういうものである¹⁾。最晩年にさしかかったいま、その「記憶」が疑われ、乱される事態を前にして、高齢者のおおくが苛立ちをみせたのは理解できる。ヴァイツゼカー元大統領など著名人士も冷静ではいらなかった。ヴァルザーもおなじ不安にかられて、ナチ犯罪の「記憶」を公共の場にもちだすことに断然反対したのである²⁾。

この世紀の転換期には、ナチ体制を実体験として語れる同時代人がまさにいなくなる、時期が近づいている。「アウシュヴィッツ後の第一世代」とその第二、第三世代の間ではなんとか取りかわせた「対話を介した記憶 (kommunikatives Gedächtnis)」の可能性が消えようとしている。戦争世代の曾孫にあたる第四世代からは、ナチ時代はもはや体験が語られることのない「歴史」となる³⁾。それだけに「対話を介した記憶」の欠落部分にふれる言説や解釈は、「記憶」の将来について戦争世代の懸念をいたく刺激した。ヴァルザーを酷評したビーブスの場合も、ナチ被害者の「集合的記憶」の行方を案じたすえの行動であったろう。いずれにしろ、やがて迎える事態を想定して、「NS 過去」の「記憶」は現在のような不定形で、多元的・競合的な状況を脱し、おのずからある種の調整と収斂の過程にはいらざるをえない。「記憶」の継承を原則とするかぎり、それは避けられないし、そのための公共的な施設・シンボル・式典行事等が必要とされよう。アレイダ・アスマンは、その行きつく先に「文化的な記憶 (kulturelles Gedächtnis)」をみている⁴⁾。

本稿は、そうしたメディアの一例として、元ナチ強制収容所記念遺跡 (Konzentrationslagers-Gedenkstätte、KZ 記念遺跡) の役割に注目し、その記憶活動の一端を紹介するものである。2000年以降、ドイツ連邦政府は州との折半のもとに国内7つの主要 KZ 記念遺跡への財政的助成を開始した。あたかも90年代以来、KZ 記念遺跡は統一後の新情勢にも対応すべく、それぞれの理念と活動の改革にとりくみ、「記憶」の継承のあり方を模索しているさなかにあった。ここではハンブルク市近郊に所在するノイエンガメ KZ 記念遺跡をとりあげ、その90年代を通じての新造営構想の議論と実施経過をたどりながら、ナチ犠牲者の「記憶」に向きあう、その基本姿勢を明確にする。なおハンブルク市＝州政府は1990年、ノイエンガメ KZ 跡地に建設されたフィーアランデ刑務所の移転と、その敷地の KZ 記念遺跡側への委譲を決定したが、その完全実施は2003年以降にまでずれこむ⁵⁾。

1. 1991/92年の新造営構想の議論

ノイエンガメ KZ 記念遺跡の活動に関わるようになって以来、現所長のデートレフ・

ガーベは、「犠牲者側にたつ党派性をつらぬく覚悟」をくり返し強調している。彼のいう党派性とは、「ナチ犠牲者への追悼と記憶」をまもることにほかならない⁶⁾。1991年9月に始まるノイエンガメ記念遺跡の新造営構想の作業に、ガーベも専門委員のひとりとして参画するが、この「犠牲者への追悼と記憶」をどう扱うかは、記念遺跡の今後のあり方にも響く、最要の検討課題であったといえる。そのため新造営構想案の作成は、当初より元抑留者団体の協力のもとに進められる。ノイエンガメ国際交友会(Amicale Internationale de Neuengamme, AIN)を代表して、ジャン・ル・ブリ(フランス交友会会長)とフリツ・プリンクマン(交友会事務局長)が専門委員のメンバーとなる。ノイエンガメ強制収容所の数少ない生存者である彼らには、この公式の場に加わることは、元抑留者としての体験の記憶と「死者への追悼」の思いを記念遺跡の将来の姿にしっかりと刻みつける、最後のチャンスと考えられていたに違いない。

91年11月の全体審議会で、ル・ブリはAINの立場を明確にした。「元抑留者にとってノイエンガメにおける苦難と闘いと死の場所は《聖なる地(heilige Erde)》でありつづける — この土地のどこにでも(抑留者の)血が沁みこんでいる。・・・将来の記念遺跡のための試案では考慮されなければならないが、ノイエンガメは追悼と瞑想の場(Ort des Gedenkens und der Meditation)として造られるだけでなく、ここはまた、ヨーロッパの若者が集まり、人種差別や敵対関係のない平和と自由の未来にむかう希望の芽を育てる、場所でもなければならぬ」と⁷⁾。記念遺跡の霊園の性格を守るのはAINの「集合的追悼」原則であった。同時にKZ体験の記憶を後継世代につたえる課題も、元抑留者の遺志としてひき継がれ、そのためにたとえば、KZ記念遺跡内の国際的な青少年センター(出会いの場)の設置が目標に掲げられている。ル・ブリの発言はAINのこうした基本的立場を確認したものである。その点に関するかぎり専門委員の間では、ほとんど異論はなかったとみてよい。

早くから委員会は「追悼空間(Gedenkraum)」の整備を急ぐことに合意していた。その場所をどこにするかで、多少の議論はあったが、けっきょく現在の記録資料館を改造し、「追悼の館(Haus des Gedenkens)」とすることが決定された⁸⁾。これはノイエンガメ解放50周年をむかえる1995年春に実現され、資料館の中央展示は元ヴァルター軍需工場(KZ付置)の南翼棟に移っている。記念遺跡の新造営構想の骨子が決定された92年夏の段階では、刑務所移転計画はいまだ実施のめどが立っていない。専門委員会は元抑留者側の要請を優先させて、刑務所移転までの暫定措置として「追悼の館」の開設を新構想の勧告にもりこみ、それが先行実施されたのである。ただし「追悼の館」からはいっさいの宗教的、宗派的な要素は除かれ、純世俗的な霊廟として改装されている⁹⁾。「追悼と瞑想の場」の確保と平行して、ノイエンガメ記念遺跡の敷地を

「記録保存区域（Dokumentationsbereich）と追悼区域（Gedenkbereich）とに分離する」構想基準が定められる。それによれば、「追悼の館」と1965年設置の国際的な記念施設群が占める、KZ 跡地の北エリア一帯が「追悼区域」ということになる。この構想基準をめぐって専門委員会の議論が紛糾したという形跡はない⁹⁹。しかし実際には、このような区分は具体的な案作成の過程にはいと、それほど容易ではないことが判明する。「記録保存」と「集会的追悼」とはかならずしも矛盾なく共存するとはかぎらない。そのことは刑務所施設の撤去に関する委員会の紛議がよく示している。

問題は刑務所の建造物も「記録保存」の対象になるのか否かであった。1950年に運用がはじまる第12刑務所の監房廊（Zellentrakt）は、かつての保護拘禁収容所（Schutzhaftlager）の場所に建てられていた。そこにはかつて9棟の抑留者バラック（ブロック5～20）が東西にならび、その南側に点呼広場（der Appellplatz）が存在したはずである。刑務所の監房廊と運動場の設置によって、木造バラックも点呼広場も地表から完全に消えた。まとめ役のエーベルハルト・コルブ教授が第3回専門委員作業会議（92年1月31日～2月1日）に示した腹案は、監房廊を撤去し、運動場を整地して、その跡にバラック棟と点呼広場の平面配置を明示するという内容であった。KZ 跡地の戦後史の「記録保存」が明らかでない、とする学術専門委員デートレフ・ホフマンとザビーネ・オフエは、元KZ 敷地の戦後の扱い（刑務所への転用）を視覚的に表示する証拠として、監房廊の一部をのこすべきだと提案した¹⁰⁰。3月初頭の第4回作業会議は、この問題をめぐって激論をかわすことになる。

その席上、学術専門委員のミヒャエル・ツィーマーマンから、監房廊の北西隅の一角を保存するという案が提出された。戦後、よりにもよって保護拘禁収容所跡のうえに刑務所が設営された事実を可視化しようとする¹⁰¹。ホフマンがこれに同調したが、AINの委員は肯じなかった。元抑留者の目には刑務所施設は、KZ 犠牲者の「かけ替えのない墓地（ein einziger Friedhof）」に居すわる、あまりに「異質な要素（Fremdelemente）」とうつる¹⁰²。さらに「虐待と殺害がおこなわれた保護拘禁収容所の重大な意味」が留意される必要がある。監房廊の残骸は「その保護拘禁収容所の全体の印象を損ないかねない」。監房廊の撤去は中途半端であってはならないというのが彼らの見解であった¹⁰³。学術専門委員ではヴォルフガング・ベンツとコルブがおなじ立場をとった。作業会議に先だつ公開ヒヤリング（1月30日～31日）には元抑留者やナチ被害者の団体代表が出席したが、たとえば連邦共和国ノイエングメ活動協会（Arbeitsgemeinschaft Neuengamme für die Bundesrepublik, AGN）のヘルバート・シェメルはやはり監房廊の全面的な撤去を要望している。元抑留者側の発想として、監房廊の部分的な「記録保存」など考えにくかったであろう¹⁰⁴。

これに対して、ツィーマン案を支持する多数意見には、元強制収容所が戦後どのような運命をたどったかという問題、いいかえれば「第二の罪」の問題へのこだわりがある。「戦後期における KZ 敷地の扱いかたの痕跡をあたかも《あらい流して》、元保護拘禁収容所を表示することは意味がない」と考える。抑留者バラックの平面配置上に監房廊の一部をのこす措置は、「全体の印象を損なう」どころか、むしろ見学者に「歴史の矛盾性」を実感させることになろう⁹⁸。こうした意見には、KZ 記念遺跡が歩まざるをえなかった茨の道へのつよい思い入れがある。ノイエンガメ KZ の戦後史は、KZ 記念遺跡の苦闘の歴史そのものである。刑務所の痕跡の一掃は記念遺跡の成りたちへの理解をかえって誤らせやしないか⁹⁹。多くの専門委員が躊躇していたことは疑いない。ノイエンガメ記念遺跡運動の中核をになうノイエンガメ記録保存所市民発議 (Initiative Dokumentationsstätte Neuengamme, IDN) は、すでに公開ヒヤリングの場で監房廊の全面撤去に反対し、その一部を「象徴的に記録保存する」よう要望していた¹⁰⁰。ガーベもこの件では初めから AIN 側には組みしなかった。

第 4 回作業会議は独房舎の扱いについても意見がわかれた。この独房舎は 1983 年に建てられた最新の刑務所施設である。委員会では当座の措置として、ここを記念遺跡の夏季合宿などに参加する青少年の宿泊に活用できないか、その可能性が検討された。独房舎の敷地は、かつての点呼広場の西端および第 4 病舎 (人体実験の現場) の跡地と重なる。ル・ブリにいわせれば、そこはまさに「元 KZ の心臓部」にあたる。そうした「きわめてデリケートな敷地 (das hochsensible Terrain)」の性格からして、「ノイエンガメ KZ の多数の元抑留者の一致した意見」として、独房舎に青少年が宿泊することは許容できない、と彼は明言した。委員会の大勢は、宿泊施設の確保に難渋している現状をすこしでも改善するため、その暫定利用の容認に傾いていた。作業会議では意見の対立はとけず、議論は膠着状態におちいる¹⁰¹。

8 月 21 日の勧告文の決定に際して、以上の紛議をふり返りながらホフマンはつぎのように述べた。「ここではまた経験の違いが問題なのだ。生きのこった人びとにとっては、点呼広場は元 KZ の中心であり、心情的な関心の核であり、したがって静寂を保つ場所である。後に生まれたものなら、むしろ異なる利用のしかたを思いつくかもしれない」と¹⁰²。元 KZ の敷地にのぞんで、元抑留者との間に生ずる、避けがたい感性的なずれを、ホフマンは後の世代のひとりとして素直にみとめる。それは「追悼」と「記録保存」とを区別して、その両立をはかる難しさを暗示するものでもある。学術専門委員のウルリヒ・ヘルバートの表現を借りれば、「墓地としての記念遺跡と学習の場としての記念遺跡との間の緊張関係」¹⁰³ということになろう。もとより専門委員会も、全体審議会も AIN 側の「追悼」の精神を最大限に尊重し、それを新構想に

反映させるよう努めた。そのうえで「記録保存」とのバランスをどうとるかで苦慮したのだが、さすがに「手詰まり状態」を多数で決するような愚はおかさなかった。新構想の勧告では、監房廊の一部保存の問題は先送りし、独房舎の利用にはふれず、「国際的な出会いの場の設置」だけが補足提案に盛り込まれた²⁹。

専門委員グループの勧告はその冒頭で、将来のノイエンガメ KZ 記念遺跡が地域をこえた特別な意味をもつ記念遺跡にする、という野心的な構想をうちだす。「ナチ・ドイツの犯罪に向きあい、そしてナチ体制の無数の犠牲者を国際的に追悼する、ヨーロッパの中心的な場所」となるであろうと³⁰。ノイエンガメ KZ およびその傘下の外部収容所で抑留生活を経験した10万400名の人たちの90%は、ヨーロッパの諸外国の出身者からなる。しかもそのうち1945年5月の解放を生きて迎えられた抑留者は半数にも満たない。AIN はこうした過酷な運命を生きぬいた、ヨーロッパ各国の抑留生存者の集まりである。その構成員の大半はすでにこの当時、70歳以上の高齢に達していた。「KZ 犠牲者への追悼と記憶」がノイエンガメ記念遺跡の新造営にどのように刻みこまれるのか、彼らがそれに無関心でいられるはずがなかった。彼らは元 KZ の敷地を「巨大な墓場」という感覚でとらえる。「集合的追悼」が先にたち、なによりも「死者の尊厳」にふさわしい記念遺跡の造営が求められる。そうした純粋な「追悼」の追求は、ときには KZ 記念遺跡運動の実践的な目的や方策と齟齬をきたすことを、ノイエンガメの新造営構想にとりくんだ専門委員会の議論が、はしなくも開示してみせたのである。ホフマンが述べるように、「この難しい討議の過程において、既存の記念遺跡がいまだ投げかけられない、多くの問題が — 1945年以後の跡地の扱いかたの問題も — 明らかにされた」。公共社会に対して未解決の諸問題を隠してはならない、とも彼は念をおす³¹。しかしル・ブリは作業会議の経過に満足していた。「AIN の代表者はつねに十分な有資格者として (vollwertig) 遇され、その主張に注意ぶかく耳を傾けてもらった」ことに謝辞を呈し、「礼儀をわきまえ、なおかつ率直な」会議の雰囲気こそが、「忌憚のない意見の交換」を可能にしたと評価した³²。ル・ブリの言葉から推して、勧告の冒頭部分は AIN 側が違和感なく受け容れられる文章になっていたといえよう。

学術専門委員のなかでもミカ・ブルムリクの立場が、純粋な「追悼」にもっとも近い。彼にとって勧告の根本精神は「死者への敬意」しかありえない。「KZ 抑留者の運命を政治的、教育的あるいはその他の活動のための素材とすることは、・・・死者をもてあそぶ (über Toten verfügen)」にひとしい。「ただ犠牲者のためだけに記憶すること」を彼は要求し、「追悼の道理と目的」にかなう「記憶」とはそれしかみとめなかった³³。しかしこのブルムリクの論法を厳格に適用すれば、ナチ犠牲者の遺志と

される KZ 体験の記憶の次世代への伝達そのものが現実的には怪しくなる。「学習の場」としての記念遺跡の教育活動は、しだいに多方面にひろがる兆候をみせていたが、それも「死者の手段的な活用 (Instrumentalisierung der Toten)」という禁忌にふれる恐れがなくはない。まさに KZ 記念遺跡が「追悼の場」から「学習の場」へと、その機能を拡大させていったときに、抱えこまざるをえないアポリアであった。じつは専門委員の第 2 回作業会議に提示された勧告草案も、記念遺跡がはたすべき役割として「現代史博物館」、「歴史・政治的学習の場」、「瞑想・追悼の場」、「研究と記憶の場」の 4 点を検討項目にあげていた⁹⁰。それらの諸機能を相互にどのように調整したら、記念遺跡が主体的に活動していけるのか、簡単に答えがだせる問題ではなかろう。「死者の尊厳」をとりもどし、それを侵さないという一線を、ガーベ所長は KZ 記念遺跡の「党派性」と表現する。ともあれその活動がつねに危うい綱渡りを強いられる現実には、元抑留者や遺族の代表者と同席して、親しく議論をかわした学術専門委員の多くが痛感したことであろう。

2. 元 KZ 抑留者の「記憶」の競合状況

ノイエンガメ KZ 記念遺跡の新造営に関する勧告は、1993年 5 月ハンブルク市＝州議会の承認をうけた。第 12 刑務所の移転をみこんで、あくまでも元 KZ の敷地の造成と建物の利用について勧告したもので、いわば将来の記念遺跡の結構をしめしたにすぎず、記念遺跡の新たな展示や活動の内容には、まったく踏みこんではいない。勧告が具体化され、実行にいたるまでの経過はここではすべてはぶく。しかし当面の記念遺跡の活動と充実を保障するための、いくつかの暫定措置については必要に応じて言及することにする。以下ではもっぱら、新たな展示の内容にむけた、記念遺跡側のさまざまな模索について述べるにとどめる。記念遺跡のスタッフたちは、元抑留者の KZ 体験の記憶をどのようにうけとめ、つたえようとするのか。「生き証人なき後の証人 (die Zeugen nach den Zeugen)」たろうとする記念遺跡の役割⁹¹を考える手がかりとしたい。

1981年発足の記録資料館には、ノイエンガメ記念遺跡の最初の常設展示「労働と絶滅」が開設された。すでに別稿⁹²で検討したように、展示の全体的な基調を形づくるのは AIN に結集した元抑留者の「集合的記憶」であった。国際記念碑 (65 年除幕) に刻まれた銘文の「苦難、闘い、死」は、元政治囚やその僚友 (Kameraden) を中心とする生存者が KZ 体験を解読するコードである。第 1 テーマ「生と死」が質量ともに展示の主要部分を構成し、生存の可能性を容赦なくうばう、ノイエンガメ抑留者の過酷な日常を描いてみせる。KZ テロル下のこの絶望状態にたえて、生きのびられる

条件があったとすれば、それは政治囚主導による KZ 内の「連帯と抵抗」の輪を描いてはほかにない。展示解説書（86年発刊）の序文は書いている。「批判的にみて、強制収容所の現実を再現できるものはなにもない。その可能性がもっともある唯一の史料は元抑留者たちの報告である。その報告は強制収容所における出来事、状態、連帯、抵抗を再現してくれる。それらはしばしば記憶のなかにのみ保存されているのだ」と⁹⁰。展示された抑留者報告の大半は、ハンス・シュヴァルツ（AIN 事務局長）が長年かけて収集したものであり、元政治囚の手になる体験報告が圧倒的におおい。彼らの証言と記憶をとおしてノイエンガメ抑留者の「苦難、闘い、死」が再構成され、KZ 世界のイメージがつくられる。抑留者と KZ 親衛隊（SS）の関係は善悪二色の構図に単純化され、そのぶん政治囚とその僚友をのぞけば、圧倒的多数の抑留者たちの素顔がみえなくなる。むしろ彼らのなかの特定のグループははじめから、「追悼と記憶」の枠外におかれた。たとえば刑事囚グループは、凶暴な「緑のカポ（grüne Kapos）」を連想させる悪の集団として記憶され、彼らをふくめ、「反社会的（Asoziale）」と烙印をおされた抑留者たち — 乞食、無宿舎、売春婦、労働忌避者など — は、SS の手先を務めるいかがわしい徒輩として語られるか、黙殺された⁹¹。AIN に凝集された「集合的記憶」に頼るかぎり、ノイエンガメ KZ の歴史展示はある種の偏りをまめかれなかった。80年代を通じて、記念遺跡に集まる若い共同研究員や学生は、しだいにその限界に気づいていく。

同性愛者諸団体が声をあげはじめ、いわゆる「忘れられた犠牲者」の問題が提起される。「ハンブルクのナチ体制下の忘れられた犠牲者のためのプロジェクト・チーム」（83年10月結成）はその問題にとりくむ先導役となり、所長就任前のガーベが代表幹事に名を連ねていたことは注目してよい。こうした機運におされながら、「忘れられた犠牲者」の運命をノイエンガメ記念遺跡の「追悼と記憶」にとりこむ作業がやっとはじまる。記念遺跡が87年に編集し、学校に配布した見学用授業教本は、「ナチ強制収容所の政治的機能」をより正確に理解するための基礎的素材として、「社会的な被差別者」（障害者、シンティ・ロマ、同性愛者、エホヴァの証人など）の拘禁・抑留にとくにふれている⁹²。また90年初夏の記念遺跡施設内で催された特別展示「収容所世界」には、プロジェクト・チーム作成の展示コーナーが設けられ、さらに「ノイエンガメのロマとシンティ」も特設コーナーのひとつを占めた⁹³。「連帯と抵抗」の輪に収斂する記憶イメージから、記念遺跡は少しずつ脱却をはかる。95年暫定措置の一環として、元ヴァルター工場の南棟に常設展示場が移転した。展示内容も一新され、「生きのこりの闘い（über lebens kämpfe）、SS 支配下の抑留者たち、ハンブルクーノイエンガメ KZ 1938～1945年」が表題となる。従来あった「国際的連帯と抵抗」の

コーナーが消え、その情報は「持ちこたえ (Selbstbehauptung)」のコーナーに吸収された。その趣旨は「SS が明言した絶滅意志に対して抑留者たちは生きぬく意志で対抗した」と要約される。政治囚を主人公とする「集合的記憶」の色合いはたしかに薄まる。抑留者の各グループについても、刑事囚、「反社会的分子」、エホヴァの証人、同性愛者、ユダヤ人、シンティ・ロマらが政治囚と同列に表示されたのである。97年5月の解放記念＝追悼式典でAIN 事務局長プリンクマンは何度か式辞を述べているが、それらをよむと、そのつど彼が政治囚以外の多様な犠牲者への言及を怠っていないことがわかる⁶⁶。

ノイエンガメ抑留者の過半数をだした東欧諸国在住の生存者との自由な連絡や接触は、89年以前は事実上不可能であった。その大半は安否もつかめず、記念遺跡側にとっては「忘れられた犠牲者」の範疇にはいる人びとと変わらない。しかし89年春のポーランドの元女性抑留者との交流が先がけとなって、90年代にはいると、東欧諸国からノイエンガメ関係の元抑留者をまねく活動は恒常化する。その際つねに、「ノイエンガメ KZ 記念遺跡友の会 (Freundeskreis der KZ-Gedenkstätte Neuengamme)」が物心両面での後だてとなって活躍し、こうした企画じたいが公共社会を巻きこむひろがりをもせていたことは注目される⁶⁷。このころには、東欧出身者もふくむ全抑留者の個人情報調査・収集がようやく軌道にのる。とくに死者の確定プロジェクトは、AIN が1966年にまとめた『ノイエンガメ死者帳 (Totenbuch Neuengamme)』の貴重な遺産を引きつぎ、95年には1万8000人の死者氏名の確認をおこなえるまでに進行した。「追悼の館」の上階の赤壁に、その全氏名を記した帯布がかけられた。死者の拘禁理由、出身階層、思想信条、国籍いっさいを問わず、すべて同等に列記された名簿形式(死亡日順)がノイエンガメの今の「追悼」の姿をあらわしている。また記念遺跡のオーラル・ヒストリ・プロジェクトの実施(1991～94年)に際しては、これまでほとんど証言を残していない元抑留者(ロシア・ウクライナ・ポーランド国籍者、外部収容所経験者、女性など)が優先された。「被害者諸団体が代弁する、強制収容所の出来事に関する《公式的な》見方にとらわれない人びと」に証言できるよう配慮したことも見のがせない⁶⁸。こうして「忘れられた犠牲者」のままに片づけられかねない、おおかたは組織とは無関係に生きる元抑留者個人の「記憶」が、からくも記念遺跡の文書室に収録・保存されるにいたったのである。

まさにその時点でもちあがったのが、「ブーヘンヴァルト KZ の抵抗神話」の清算をめぐる論争、いわゆる「赤いカポ (rote Kapos)」論争である。「赤いカポ」とは共産党系の KZ 役職抑留者 (KZ-Funtionshäftling) をさす俗称である。彼らの主導する反ファシズム抵抗闘争が抑留生活の全般を律したかのようにえがく、DDR 官製のブー

ヘンヴァルト像が再統一後に根本的な見直しをせまられていた事情と関係する。旧国立記念遺跡の思想と運用を刷新する過程で生じた論争の詳細は、別に論じた⁷⁰⁾ので、ここでは割愛する。要するに「赤いカポ」の英雄的な抵抗戦士の仮面がはがされ、その実像は「SSの手先 (der verlängerte Arm der SS)」との疑惑をまねきかねない暗い影をつねにひきずる両義的な存在であったことが確認されたのである。ブーヘンヴァルト KZ 記念遺跡の再出発にあたって、歴史の検証にたえられない、しかも政治的に手垢のついた反ファシズムの原則は、もはやその理念と構成にとりいれることはできない、と結論された⁷¹⁾。ブーヘンヴァルトの元抑留者団体はこれを、「DDR の反ファシズムの事後処理」に便乗して、KZ 記念遺跡から反ファシズムを一掃しようとする、悪質な企みと断じた。反ファシストとしての「連帯と抵抗」こそは元政治囚の「集合的記憶」の核心をなす。そのような抑留体験の記憶を後世につたえられる時間はのこりすくない。このぎりぎりの局面にたって彼らが危機感を深めたのは当然といえる。ブーヘンヴァルト-ドーラ収容所協会 (Lagergemeinschaft Buchenwald-Dora) の委託にもとづくエミール・カーレバハらの編著『ブーヘンヴァルト、ある強制収容所 報告—映像—記録』の出版が、元政治的抑留者側の精一杯の抗議のしるしであり、それがめざした「赤いカポ」の復権はとうていかなわなかった⁷²⁾。ブーヘンヴァルト元政治囚の「集合的記憶」の核心部分はしりぞけられ、KZ 記念遺跡の再編レベルにかぎれば、記憶文化での自己主張に敗れたといわざるをえない。

90年代半ばの KZ 記念遺跡にあって、この論争を正面からうけとめたのはノイエングアの研究員以外にはいない。彼らは、伝統的な「集合的記憶」の根幹をゆるがすこの「赤いカポ」論にどう応えたのか。さしあたりヘルマン・カイエンブルクのノイエングア KZ 研究や報告⁷³⁾が参考になろう。彼は基本的に、抑留者集団を「収容所共同体」イメージでかたることに否定的である。元政治囚の記憶する「連帯と抵抗」の実態は、ごく一部の抑留者間の現象としてしか確かめられず、その指導性や組織力にも大きな疑問符がつく。だがその反面カイエンブルクは、生存のための相互支援や連携の動きが、国別の外国人グループや、刑事囚・同性愛者・シンティ・エホヴァの証人等々のグループごとに実在し、それぞれが集団エゴイズムを発揮して、生きのびようとした事実を掘りおこす。単純な「赤いカポ」の弾劾・擁護の言説は、元抑留者グループ間の「集合的記憶」のヘゲモニー争いをこえられない。歴史家である彼は、当然まずは事実関係の解明に徹する。それはまた、特定の「集合的記憶」の一元的な優位をしりぞけ、異種の「記憶」や別系統の「記憶」をもとりこみ、それぞれが証をたてる機会を保証する、という立場の選択を意味する。ノイエングア記念遺跡は当面は、多様な「集合的記憶」の競合の場を提供することになるのであろう。記念遺跡における

大量の元抑留者の証言・報告・記録の集積は、まさにその実践の成果であり、その実践を今後とも可能とする主体的条件でもある。

3. 新常設展示に集約された「記憶」

その後おおくの曲折をへて、ようやく2003年にフィアランデ刑務所が移転し、その解体と新記念遺跡にむけた整地・修復の作業がはじまるが、そうした経過についての説明はここでは省略する。80年代以来のノイエンガメ記念遺跡のさまざまな試行錯誤をふまえて、それが2005年5月に公開される新常設展示「時代の痕跡」にどうつながるのか、そこにしほって新展示の特徴点をいくつか指摘するだけにかぎる。なお記念遺跡研究員からなる展示作成チームが結成されているが、これに外部から協力・支援する専門顧問委員会は、02年に州文相が任命した。委員会にはAINからもプリンクマン、ル・ブリ、パンソンの3名が加わっていた。作成チームの中心になったのは、ガーベ所長のほか、クリストル・ヴィカート、インザ・エシェンバハ、カイエンブルクの常勤研究員である。多数の若手の非常勤または学生研究員が作業過程に関わっていたことも忘れてはならない。

中央展示の会場は、元保護拘禁収容所の遺構のなかでも、抑留者収容ブロック21～24の石造二階建てが選ばれ、約2000平米の余裕のあるスペースが確保された。その展示内容はノイエンガメ強制収容所の歴史（1938～45年）とその戦後史である。ヴィカートは「ノイエンガメの特徴」を簡潔に「《労働による絶滅》、抑留者の国際的な構成、終戦時の完全な撤収、収容所の監獄への転用」の4点とする。常設展示を構想するうえの指針ともなる⁴⁴が、《労働による絶滅》に関する常設展示の主力は、中央展示場とは別に、元ヴァルター工場の北西翼棟に「戦争経済への動員：軍需生産におけるKZ強制労働」として、また元レンガ工場の東翼棟に「労働と絶滅：レンガ生産におけるKZ強制労働」として収められることになる。さしあたり考察の対象は、中央展示「時代の痕跡」と、元SSガレージを会場とする「勤務地、ノイエンガメKZ：SS駐屯所」に限定する。

すべてのナチ犠牲者を可能なかぎりノイエンガメの「追悼と記憶」にくわえる姿勢は、中央展示でも一貫している。第二テーマ域「抑留者の諸グループ」では、ドイツ人の各グループにつづき、1938年以降のヨーロッパ諸国からの抑留者グループが国別に展示される。ノイエンガメまたはその外部収容所の土をふんだ全抑留者が、それぞれいずれかの展示コーナーにその足跡をのこすことになる。そこを訪れる親族や遺族は、各コーナーで故人をしのぶ手がかりを提供される。ところでグループ展示の順序が通常とは異なる。ノイエンガメ到着時が基準となっているからだ。「この順番なら

SSが企図した抑留者グループ間のヒエラルヒーに頼ったり、抑留者じしんがおこなったヒエラルヒー化にあわせることも避けられる。そのヒエラルヒーを規定するのは強制収容所システムの秩序であるとともに、「一般社会の偏見でもある」、とヴィカートは説明する⁴³。このテーマ域は、NSテロルの犠牲者範囲の恐るべきひろがりだけでなく、それを可能とした「レッテル貼り、排除、敵探しのメカニズム」をも主題とする⁴⁴。ある抑留者グループの恣意的な位置づけや偏った評価は許されないということである。

KZ秩序と社会的偏見の産物ともいえる「収容所ヒエラルヒー」は、独立項目で図示される。頂点の「指導的な役職抑留者」―「経済―供給施設の要職にある抑留者」―「屋内で働く抑留者」―「天候と無関係に屋外で働く大量の抑留者」の底辺というピラミッドが見学者の目をうつ。このピラミッドは生活・労働条件のきびしい格差構造をなし、抑留者の生死をわける。言語の壁が抑留者どうしの意思の疎通を妨げ、ドイツ語能力が特権につながる。極端な不平等、極端な社会的格差、極端な相互不信に切りさかれたKZ世界の実相が見学者につよく印象づけられる。日々の生存競争にあげられる抑留者たちが「持ちこたえ」られたのは友人関係や小グループのささえであり、ささやかな宗教行為や文化活動であったという。展示をみるかぎり、「連帯と抵抗」の影はいかにも薄い⁴⁵。KZ史研究の進展した現段階では、KZ抑留者社会はこのようにしか描けなかったであろう。「連帯と抵抗」を核とする元政治囚の「集合的記憶」はいまや、ノイエンガメの「追悼と記憶」を枠づける構成軸ではなくなっている。

1945年3月現在、ノイエンガメKZの管轄下にある外部収容所には、約4万の抑留者（その30%は女性）が収容され、「経済界、国防軍、国家、SSのために強制労働についていた」。とくに東欧諸国の元抑留者がのぞんだ訪問先の大半は、かつて地獄の辛酸をなめた外部収容所の跡地である。これに応えたのが、外部収容所の実態解明に力をつくす地元の市民発議グループと記念遺跡友の会であった。「なによりも彼ら（元抑留者）は、自分たちの苦難が覚えられていて、この国（ドイツ）も変わったことを確かめたかったのである」という⁴⁶。第六テーマ域「外部収容所」は、各地の収容所の往時の姿をじつに克明に再現している⁴⁷。生存者はもとより、遺族や親族にとっても、ほとんど無名の抑留者のまだ若かったころの存在証明を、そこに探しあてることができるかもしれない。

中央展示の従来にない斬新さは、ノイエンガメKZの戦後史におおきなスペースを割いたことにある。1991/92年の新造営構想をめぐり、AIN代表と「記録保存」の具体案ではげしく渉りあうほど、記念遺跡側がこだわった問題もふくまれる。監房廊の一部保存は最終的にはAIN側もうけ入れた。監房廊の北西隅の直角にまがる部分、

東方向20mと南方向15mにのびる建物のがこされる。抑留者バラック跡のうえに刑務所棟が重ね建てされていた、という KZ 記念遺跡の過去が「記録保存」されたのである⁴⁹。「解放につづく生活」、「KZ 敷地の転用」、「記憶の諸形態」の3テーマ域の内容は、ノイエンガメ記念遺跡の歩みと二重になる。来館者に対して、ノイエンガメの「過去」と「現在」を戦後社会がどう扱ってきたのか、今後それにどう向きあってゆくのか、を鋭く問いかける。「ナチ的過去の克服」の質と、記念遺跡の「学習の場」としての真価が試されている場面でもあろう。

元 SS ガレージに特設された常設展示「SS 駐屯所」も、「過去」の記憶と記念遺跡の「学習の場」とを意識した企画といってよい。すでに91/92年の専門委員作業会議において記念遺跡側がこのテーマをもちだし、会議メンバーの反応を探っている。「犠牲者の場」である KZ 記念遺跡には副次的意味しかもたないが、犯行者の実相は加害側のドイツでは青少年への歴史-政治教育上、テーマ化が欠かせないというのである。けっきょく問題提起に終り、勧告では SS の特別展示を断念するとだけ記載された⁵⁰。02年以降には SS 展示計画が作成チームの既定方針となっていた。「ノイエンガメ KZ 記念遺跡がみずからに課した新しい挑戦」と意気どむが、それには、SS 隊員を「獣として悪魔視してきた」従来への描きかたへの深刻な反省がある⁵¹。それでは KZ をとり仕きり、膨大な犠牲者をだした監視隊員はドイツ人にとっていつまでも「SS の制服を着たよそ者 (Fremde in SS-Uniformen)」でありつづける⁵²、と研究員たちは憂慮していたのである。

ノイエンガメに勤務した SS 隊員はのべ4000人をこえるが、その大多数を占める下士官・平隊員クラスの実態を分析した論文が、記念遺跡の研究年報第7号(03年)に掲載された。「ナチスに組織された犯罪者の行動はまったく異様だった (monströs) が、犯行者の社会構成はそうではなかった」というのが、その結論である。ノイエンガメ SS 一般隊員は下層中間層の出身であり、勤務外の日常生活でも「《まったく普通の》ドイツ住民の一部にみえた」。これが SS 部隊の実像であったとすれば、KZ 犯罪の世界も当時のドイツ人社会と切りはなして考えられないのではないか。展示「SS 駐屯所」は、やはりその問題の熟考を見学者に投げかけようとする⁵³。

しかしこの展示計画については、あらかじめ周到な配慮がほどこされる。2点だけふれておく。第一に作成チームは、生存者や遺族がノイエンガメを訪れる目的を十分に承知していた。この人たちが来館するのは「抑留者の日常と苦難」を確かめるためであり、SS などには関心はない。それだからこそ、中央展示場からはなれた元 SS ガレージが会場に選ばれる必要があった⁵⁴。第二に SS 隊員の映像と個人伝記が発散するかもしれない、独特のオーラと魅力が懸念材料となっていた。ラーフェンスブリュ

ク KZ 記念遺跡の展示では、「犬をひいた女性 SS 隊員」の大判写真パネルがしばしば持ちさられた事件は有名である。見学者のなかに KZ 監視員に共感し、彼らの行為に理解をしめず気配がみえた場合、特設展示はむしろ「犯行の免罪」という逆効果をまねかないか。そうした危惧があって、展示はまず戦後裁判の場面からはじまる。KZ の SS 隊の主役たちは当初から犯罪人、被告、受刑者として表示される。そして 5 万人以上の抑留者を殺害・死亡させていながら、90%以上の隊員は戦後司法の訴追をまぬかれ、戦後社会への復帰をはたしただけでなく、1951年以降からは年金請求と拘留補償さえみとめられた、という理不尽な現実が展示を締めくくる。なお SS 隊員の日常場面には、近隣住民の姿がちらつき、ノイエンガメの KZ と住民との「隣人関係」がここでも浮上する⁶⁹。

80年代とくらべると、ノイエンガメ記念遺跡の展示計画を具体化する体制は格段に整っていた。記念遺跡は KZ の歴史に関する調査・研究センターとしての役割を着実にこなしており、展示刷新に必要なデータの収集も、専門的知見の蓄積も抜かりはなかった。常勤・非常勤を問わず、記念遺跡の研究員集団は満をじて2002年のゴーサインを迎えたことだろう。しかも彼らには、長年の間に培ってきた AIN など元抑留者側との信頼関係と、記念遺跡をかこむ幅広い市民発議運動との協力関係という貴重な財産があり、それも展示作成作業の円滑な進行をたすけたのである。

おわりに

記念遺跡のスタッフはもとより、それを支援する市民発議のメンバーも、ナチ時代を実体験としては知らない。しかし彼らには、KZ 抑留の生存者のなまの「記憶」の証言を聴き、その「追悼」の心情にじかにふれる可能性が、まだのこされていた。元抑留者と記念遺跡側との間には、アスマンのいう「対話を介した記憶」が成立する現実的な条件があったことになる。ヴィカートはつぎのように書いている。「ナチズムの支配から解放されて60年がたつ。諸展示の作者たちは、ナチズムの歴史を史料から学びとるだけでなく、のこり少ない生存者との話し合いや意見の交換を通じて、強制収容所の歴史を論ずるに必要な、特殊な感受性をのぼすことができた、最後の世代に属する。この世代の場合、《なにかが記憶のなかに生きつづける (das Nachleben der Erinnerung)》とすれば、そこにはこれら生き証人たちの語りが深く刻印されている」と⁶⁹。彼らは「アウシュヴィッツ後の第二世代」とくぐられ、「68年世代」の流れをくむといわれる。1970年代末以降、この若い世代が元 KZ 抑留者の「追悼」の心情と「記憶」の証言を、共感と主体性をもって受けとめ受けつづき、KZ 記念遺跡の構築に身を投じていった。それはまた、彼らがみずから「ナチズムの過去」に向きあう場を

探しもとめる道程でもあった。

ノイエンガメの記念遺跡に集まる「過去の総括」世代の人たちが、良かれ悪しかれ、元抑留者と遺族の思いによりそう姿勢は一貫している⁶⁵。それだけに少なくとも記念遺跡スタッフの間では、元抑留者団体がたくわえた「集合的記憶」の限界も自覚されていた。新展示カタログ書の序文にはつぎの一節がある。「個々人の記憶群が示すように、・・・歴史はたったひとつの大きな物語からなるのではなく、それぞれ異なる、ときにはあい矛盾する多数の昔語り (die Vielzahl unterschiedlicher, manchmal widersprüchlicher Geschichten) からなるのである」と⁶⁶。KZ 犠牲者をのこりなく「追悼と記憶」のうちに収める努力を記念遺跡は実践した。「対話を介した記憶」は個別であろうと、集合的であろうと、不定形で不断に競合する。そうした群立する「記憶」から展示チームは、ノイエンガメの過去の「歴史」を紡ぎあげ、「対話を介した記憶」をひとつの型にはめこんだともいえる。

「歴史」の紡ぎあげ作業は、KZ 記念遺跡が「学習の場」として機能するための条件整備の一環であった。5万人以上の死者をだした元凶である、KZのSS隊員とはそもそもなものなのか。記念遺跡という「学習の場」はその問いに答えていかねばならない。その当面の回答が展示「SS駐屯所」である。その企画は明らかに、ナチ犯罪の現場実行者の特定をめぐる90年代の諸論争に連動するものと理解すべきだろう。現にKZ犯行者に関する歴史研究の動向を慎重に検討したうえで、展示の趣旨と方向性が決定されており⁶⁷、それはまさしく歴史学的手法にほかならない。歴史研究者としてのセンスと力量が要求されるとともに、「追悼と記憶」の枠にとどまることを許さない企画だったのである。

〈注〉

- (1) Cf., Bernd Boll, Paradigmenwechsel in der Erinnerungskultur? Die Relativierung der NS-Verbrechen in der aktuellen Debatte, in: AK Erinnerungskultur in der Marburger Geschichtswerkstatt (Hg.), *Weiter erinnern? Neu erinnern?* (Münster 2003), 13-41; Wolfgang Kaschuba, Gedächtnislandschaften und Generationen, in: Petra Fank/Stefan Hördler (Hg.), *Der Nationalsozialismus im Spiegel des öffentlichen Gedächtnis* (Berlin 2005), 183-196.; Harald Welzer u.a. (Hg.), *“Opa war kein Nazi”. Nationalsozialismus und Holocaust im Familiengedächtnis* (Frankfurt a.M. 2002, 3. Aufl.), insb. 246-248; Aleida Assmann/Ute Frevert, *Geschichtsvergessenheit und Geschichtsversessenheit. Vom Umgang mit deutschen Vergangenheiten nach 1945* (Stuttgart 1999), insb. 279f. 飯田収治「ホロコーストの記憶と《アウシュヴィッツ後の第三世代》」、『人文論究』(関西学院大学人文学会)、51巻2号

- (2001年)、36-49.
- (2) Boll, *op.cit.*, 28-29.
 - (3) Kaschuba, *op.cit.*, 194f.; Assmann/Frevert, *op.cit.*, 27-30.
 - (4) *Ibid.*, 35-52, 75f., 287.
 - (5) 1980年代までのノイエンガメ記念遺跡の歩みについては、飯田取治「ドイツの過去をめぐる忘却・記憶・学習—ノイエンガメ元強制収容所記念遺跡の成立と展開」『人文論究』、54巻4号（2005年）、67-87. を参照。
 - (6) Detlef Garbe (Hg.), *Die vergessenen KZs?* (Bornheim-Merten 1983), 35; Ders., Von den “vergesenen KZs” zu den “staatstragenden Gedenkstätten”?, in: *GedenkstättenRundbrief*, Nr. 100 (2000), 82.
 - (7) Protokoll der konstituierenden Sitzung der Kommission zur Neugestaltung der KZ-Gedenkstätte Neuengamme am 21. November 1991 (=Prot., 21.11.1991), 3, in: *Zur Neugestaltung der KZ-Gedenkstätte Neuengamme, Hamburg, Januar 1994 (=Neugestaltung), Archiv der KZ-Gedenkstätte Neuengamme (=AGNg)*.
 - (8) 当初は元レンガ工場 (KZ 直営) の西翼棟の一部を「追悼スペース」に利用する案なども考えられていたが、最後にきまった「専門委員の勧告」には資料館の「追悼館 (Gedenkhaus)」への改築が明記された。Protokoll der 2. Arbeitstagung der Expertengruppe am 21./22. November 1991 (=Prot., 21/22.11.1991), 11; Beschluß der Kommission zur Neugestaltung der KZ-Gedenkstätte Neuengamme verabschiedet auf ihrer Sitzung am 21. August 1992. Empfehlungen der Expetengruppe der Kommission zur Neugestaltung der KZ-Gedenkstätte Neuengamme (=Empfehlungen), 4 in: *Neugestaltung, AGNg*.
 - (9) 「追悼の館」の現状は KZ-Gedenkstätte Neuengamme (Hg.), *Die Ausstellungen. Zeitspuren* (Bremen 2005), 229-233. を参照。
 - (10) Protokoll der abschließenden Sitzung am 21. August 1992 (=Prot., 21.8.1992) 4; Protokoll der 3. Arbeitstagung der Expertengruppe am 31. Januar/1. Februar 1992 (=Prot., 31.1/1.2.1992), 2; Empfehlungen, 2, in: *Neugestaltung, AGNg*.
 - (11) Prot., 31.1./1.2.1992, 3, in: *Neugestaltung, AGNg*.
 - (12) Protokoll der 4. Arbeitstagung der Expertengruppe am 2. und 3. März 1992 (=Prot., 2./3.3.1992), 6-7, in: *Neugestaltung, AGNg*.
 - (13) Prot., 21.11.1991, 3, in: *Neugestaltung, AGNg*.
 - (14) Prot., 2./3.3.1992, 9-10, in: *Neugestaltung, AGNg*.
 - (15) Öffentliches Hearing. Anhörung der um die Belange der KZ-Gedenkstätte Neuengamme engagierten Gruppen und Institutionen am 30./31. Januar 1992 (=Hearing), 4, 24, in: *Neugestaltung, AGNg*. なお公聴会の記録の以下の個所も参照。Ibid., 17, 26.
 - (16) Prot., 2./3.3.1992, 7-8, in: *Neugestaltung, AGNg*.

- (17) ツィーマン案支持の意見のなかにはつぎのような発言がみられる。「新造営の記念遺跡がすでに戦後の最初の数年または数十年のうちに設立された、と錯覚させるようなことは絶対にしてはならない」と。Ibid., 7. なおホフマンは審議会の最終会議において、「戦後史は・・・記念遺跡活動の重要な構成部分である」と強調して、「KZ 敷地内の刑務所の存在」を「NS 時代の（社会的）扱いを象徴するもの」と見なすのである。Prot., 21.8.1992, 14, in: *Neugestaltung, AGNg*.
- (18) Hearing, 10, 52, in: *Neugestaltung, AGNg*.
- (19) Prot., 2./3.3.1992, 12-13; Prot., 21.8.1992, 8, in: *Neugestaltung, AGNg*.
- (20) Prot., 21.8.1992, 6, in: *Neugestaltung, AGNg*.
- (21) Ibid., 13.
- (22) Empfehlungen, 3, 6, in: *Neugestaltung, AGNg*.
- (23) Ibid., 1.
- (24) Prot., 21.8.1992, 20, in: *Neugestaltung, AGNg*.
- (25) Ibid., 8.
- (26) Ibid., 14-15; Prot., 9.9.1991, 3; Prot., 21.11.1991, 8, in: *Neugestaltung, AGNg*.
- (27) Prot., 21./22.11.1991, 2, in: *Neugestaltung, AGNg*.; Cf. *Die Arbeit 1981 bis 2001*, 5.
- (28) Klaus Ahlheim u.a., *Gedenkstättenfahrten* (Schwalbach 2004), 9.
- (29) 飯田取治「元ナチ強制収容所記念遺跡における集会的「記憶」の行方—ノイエンガメ KZ 記念遺跡の場合—」『人文論究』55巻2号（2005年）、とくに113~118。Gisela Lehrke, *Gedenkstätten für Opfer des Nationalsozialismus. Historisch-politische Bildung an Orten des Widerstandes* (Frankfurt a.M. 1988), 126-133.
- (30) Ulrich Rauche u.a. (Hg.), *Arbeit und Vernichtung. Das Konzentrationslager Neuengamme 1938-1945* (Hamburg 1986), 10.
- (31) たとえばダハウ記念遺跡は、展示カタログ本（初版は1978年）のそのような記述をつい最近まで訂正していなかった。Comité international de Dachau (Hg.), *Konzentrationslager Dachau 1933-1945* (München o.J., 10. Aufl.), 54. ノイエンガメの場合、そうした記述はないが、黙殺同然の扱いだったことには変わりない。ただし宗教的信念にもとづきナチ体制への非同調性を抑留中もつらぬき、その毅然たる態度が多くの同胞抑留者の記憶にとどまったエホヴァの証人は、『労働と絶滅』のなかでも特別に言及されている。Rauche u.a., *op.cit.*, 197.
- (32) Detlef Garbe u.a. (Hg.), *Konzentrationslager Neuengamme. Vorschläge zur Behandlung im Unterricht. Museums pädagogischer Dienst* (Hamburg 1987), 35-36.
- (33) Amicale internationale de Neuengamme/Freundeskreis KZ-Gedenkstätte Neuengamme (Hg.), *45. Jahrestag der Befreiung von Nazi-Faschismus und Krieg. Dokumentation der Internationalen Manifestationen im Mai 1990* (Hamburg 1991), 82-83.
- (34) KZ-Gedenkstätte Neuengamme (Hg.), *über lebens kämpfe* (Hamburg 1996), 3, 17; Dies. (Hg.),

- Gedenkveranstaltungen zum 52. Jahrestag der Befreiung aus den Konzentrationslagern und des Krieges im Mai 1997 (=52. Jahrestag 1997). Reden, AGNg, 2, 15, 26.
- (35) KZ-Gedenkstätte Neuengamme (Hg.), *Die Bedeutung von Zeitzeugenberichten für die Erforschung und die Vermittlung der Geschichte der Konzentrationslager. Dokumentation und Protokoll der Tagung der KZ-Gedenkstätte Neuengamme am 24. und 25. November 1989* (Hamburg 1990), AGNg, 50f.; *Die Arbeit 1981 bis 2001*, 50-53.
- (36) Ulrike Jureit/Karin Orth, *Überlebensgeschichten, Gespräche mit Überlebenden des KZ-Neuengamme* (Hamburg 1994), 44-53, 155f.; “Ende der Nachkriegszeit – Was bleibt von der Geschichte?” *Dokumentation der 5. Arbeitstagung “Neuengamme und Außenlager”, 15.-17.11.1991* (Hamburg 1992), AGNg, 55.
- (37) 飯田収治「ナチ強制収容所の「抑留者社会」－近年の研究動向によせて－」関西学院大学西洋史学研究室編『西洋世界の歴史像を求めて』(関西学院大学出版会 2006年)、303-322.
- (38) Die Gedenkstätte Buchenwald (Hg.), *Konzentrationslager Buchenwald 1937-1945. Begleitband zur ständigen historischen Ausstellung* (Göttingen 1999).
- (39) Emil Carlebach u.a., *Buchenwald ein Konzentrationslager. Berichte-Bilder-Dokumente* (Bonn 2000).
- (40) Hermann Kaienburg, “Vernichtung durch Arbeit”. *Der Fall Neuengamme* (Bonn 1990); Ders., “Freundschaft? Kameradschaft?...Wie kann das dann möglich sein?” Solidarität, Widerstand und die Rolle der “roten Kapos” in Neuengamme, in: *Beiträge zur Geschichte der nationalsozialistischen Verfolgung in Norddeutschland (=Beiträge)*, Heft 4 (1998), 18-50; Ders., Deutsche politische Häftlinge im Konzentrationslager Neuengamme und ihre Stellung im Hauptlager, in: *Häftlinge im KZ Neuengamme. Verfolgungserfahrungen, Häftlingssolidarität und nationale Bindung. Eine Tagung der KZ-Gedenkstätte Neuengamme, 1.-3. September 1998* (Hamburg 1999), 172-180.
- (41) KZ-Gedenkstätte Neuengamme (Hg.), *Werkhefte zur Neugestaltung der KZ-Gedenkstätte Neuengamme, Werkheft Nr.1* (Hamburg 2003) (=Werkheft 1), 8.
- (42) *Ibid.*, 18f. 展示の第二テーマ域は、*Die Ausstellungen*, 28-52. に掲載。
- (43) Cf. *Die Arbeit 1981 bis 2001*, 96.
- (44) 「収容所ヒエラルヒー」に関連しては *Die Ausstellungen*, 53-54. また拙稿「抑留者社会」も参照。「持ちこたえ」の実状は *Ausstellungen*, 81-85. 「連帯と抵抗」はわずか2コーナーのみ、*Ibid.*, 86-87.
- (45) *52. Jahrestag 1997*, Pressedokumentation, AGNg, 9.
- (46) *Die Ausstellungen*, 96-111.
- (47) Andreas Ehresmann, Vom Gefängnis zur Gedenkstätte, in: *GedenkstättenRundbrief*, Nr.116 (2003), 10. ただしエーレスマンが「北東隅」としているのは誤りではないか。

- (48) Prot., 21./22.11.1991, 10; Empfehlungen, 4 in: *Neugestaltung, AGNg*.
- (49) *Werkheft 1*, 16.
- (50) Cf. Kaschuba, *op.cit.*, 192.
- (51) Leonie Güldenpfennig, Gewöhnliche Bewacher. Sozialstruktur und Alltag der Konzentrationslager-SS Neuengamme, in: *Beiträge*, Bd. 7 (2003), 66-78. なお筆者は展示グループの非常勤研究員である。
- (52) *Werkheft 3* (Hamburg 2003), 14.
- (53) *Ibid.*, 19. 展示内容の詳細は *Ausstellungen*, 153ff. SS 隊員と周辺住民との接触は *Ibid.*, 168, 181. から読みとれる。中央展示の第一テーマ域「KZ 所在地」も「ノイエンガメ KZ とその周辺地域」というコーナーを設けている。*Ibid.*, 25.
- (54) Christl Wickert, Zeitspuren: Die neuen Ausstellungen in der KZ-Gedenkstätte Neuengamme, in: *Beiträge*, Heft 9 (2005), 136. これはチーム全員の共通認識であった。*Werkheft 1*, 8f.; *Ausstellungen*, Einleitung, 12.
- (55) そのためか、KZ 記念遺跡の見学ガイドはともすると、KZ 犠牲者がのこす証言や図像を真正ときめつけ、史料批判は必要なしと扱う。ガイドの語りでは犠牲者は特別な權威をおび、「真実と道徳的不可侵の守護者」となる。Cf. Christian Gudehus, *Dem Gedächtnis zuhören. Erzählungen über NS-Verbrechen und ihre Repräsentation in deutschen Gedenkstätten* (Essen 2006), 194f., 198ff.
- (56) *Ausstellungen*, 13.
- (57) *Werkheft 3*, 6-8.